備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 貝塚南高等学校 | 　備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 家具什器類 | その他器具類 | 平成３年３月14日 | １ | 274,813円 |
| テレビ |
| 機械器具類 | 計器測量器具 | 昭和59年３月31日 | １ | 125,000円 |
| タイマー |
| 繊維類 | 繊維類 | 平成５年２月25日 | １ | 190,550円 |
| テント |
| 繊維類 | 繊維類 | 平成16年２月27日 | １ | 159,600円 |
| テント |
| 家具什器類 | その他器具類 | 平成30年３月23日 | １ | 356,400円 |
| 放送設備 |

 | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年12月７日）